

第3回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（DWG）
事務局資料「見直しの論点」へのコメント

2022年11月25日
DWG 委員 佐々木啓吾

第3回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和4年度）につきまして、所用により欠席させていただきますので、「見直しの論点」につきまして、以下の通りコメント申し上げます。

1. 総論

これまで、産業界からは、四半期開示の四半期決算短信への「一本化」にあたり、作成者の負担の実質的な低減につながるような、制度的対応をお願いして参りました。

「見直しの論点」では、利用者のみならず作成者の意見もよく酌んで頂き、バランスの取れた内容が提示されていると考えており、大きな方向性には賛同します。以下、「見直しの論点」について、要望事項も含め何点かコメント申し上げたいと思いますので、ご勘案の程宜しく申し上げます。

2. 各論

（1）監査人のレビュー

- 改正後の半期報告書（現状の第2四半期報告書）にはレビューが、年度の有価証券報告書には監査が、それぞれ行われることを勘案しますと、1年を通じて、財務報告に対する信頼性は十分に確保されていると言えます。
- また、第1・第3四半期にレビューを求めれば、決算スケジュールが遅れる懸念があります。特に、IFRS 適用企業は、レビューを受ける前提として、IAS 第34号に基づく広範な開示が必要になると考えられるため、開示の簡素化にはつながらず、また、現在の決算スケジュールでの開示を維持するのは困難となる場合が多いと思います。
- よって、第1・第3四半期について、監査人のレビューを任意とする方向性に賛同します。
- なお、会計不正が起こった場合に、「取引所の規則により、監査人によるレビューを一定期間義務付ける」のであれば、レビュー義務付けの要件や、レビューを義務付ける期間を、明確に規定すべきと考えます。

（2）虚偽記載に対するエンフォースメント/適時開示の充実

- 四半期決算短信について、臨時報告書の提出を求められた場合には、多くの企業がレビューを受けざるを得ないと判断するように思います。特に、IFRS 適用企業がレビューを受ける場合には、その前提として、IAS 第34号に基

づく広範な開示が必要になり、開示負担の軽減にはつながらないと思います。
また、「IAS 第 34 号に基づく開示+レビュー」を行ったうえで、決算発表を行う場合には、現行の決算スケジュールでの対応が困難となるケースが多い
と思われます。

- また、取引所においても虚偽記載に対する適切な制裁措置が課されていること、第 1・第 3 四半期のみの虚偽記載は例が非常に少ないことも考え合わせますと、四半期決算短信を臨時報告書の提出事由に含めることは適切ではなく、今回の改正に盛り込まず、将来的な検討とすることが妥当と考えます。
- 同様に、「適時開示の充実」において、「重要な適時開示事項（企業が公表する重要な財務情報）を臨時報告書の提出事由とすること」について、今回の改正に盛り込まず、将来的な検討とすることが妥当と考えます。

(3) 一本化後の開示内容

- 現在、四半期報告書は投資家に殆ど活用されていないことから、一本化後の開示内容について、「現行の四半期決算短信の開示事項をベース」とする方向に賛同します。
- 投資家の要望が特に強い「セグメント情報、キャッシュフローの情報等」を追加する場合であっても、作成者の過度な負担とならないよう、必要最小限の内容として頂きたいと思います。
 - ◇ 「セグメント情報」は、四半期報告書レベルの詳細な開示内容ではなく、必要最小限の情報（例えば、報告セグメントの売上高・利益又は損失）に限るべきであると思います。
 - ◇ 「キャッシュフローの情報」は、有形固定資産の減価償却費及び無形資産の償却費に限定し、現行の第 1・第 3 四半期報告書において求められていない四半期連結キャッシュフロー計算書の開示は、引き続き求めるべきではないと思います。
 - ◇ 情報の有用性と作成者の実務負担のバランスを考えますと、現行の四半期決算短信に追加して求める項目は「セグメント情報」「キャッシュフローの情報」に限定すべきであると思います。
- 重要な変更があった事項について、臨時報告書の提出を検討する場合であっても、企業の実務負担の増大につながらないよう、必要最小限の項目に限定するよう、強くお願いしたいと思います。

(4) 半期報告書の開示内容と監査人の監査

- 上場企業は、現行と同様、「第 2 四半期報告書と同程度の記載内容+監査人のレビューとし、提出期限は決算後 45 日以内とする」ことに賛同します。
- 非上場企業について、「上場企業と同じ枠組み（第 2 四半期報告書と同程度の記載内容+監査人のレビュー（45 日以内に提出））」を選択可能とすることに、賛同します。

- 特定事業会社についても、「第2四半期報告書の記載内容+監査人のレビュー」で足りるよう、是非とも検討をお願いします。具体的な制度設計については、特定事業会社の意見も踏まえて検討をお願いしたいと思います。

【以 上】